第４　その他の引当金及びその評価
１　引当金として計上すべきものは、第３の退職給付引当金のほか、修繕引当金、特別修繕引当金、賞与引当金等が想定される。これらの引当金についても、退職給付引当金と同様、当該地方公営企業において負担すべきものに限るものであり、将来の費用又は損失を一般会計又は他の特別会計において負担することとしている場合などにおいては、当該引当金を計上することを要しない。また、計上額の算定方法は注記する（規則第37条第１項第３号）。
２　修繕引当金（企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する。
３　特別修繕引当金（数事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいう。）は、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。
第５　払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債の評価
１　払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならない（規則第12条第２項第２号）。
２　企業債に係る払込みを受けた金額と債務額との差額は、償却原価法により、利息見合いとしてこれを払込みを受けた金額に増額又は減額していく。
第６　その他の負債の評価
事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる（規則第12条第３項）。
第６章　減価償却
第１　総則
償却資産については、毎事業年度減価償却を行う。ただし、償却資産のうち管理者の定めるものにあっては、取替資産として計理することができる（規則第13条）。
第２　固定資産の減価償却の方法
１　償却資産のうち有形固定資産の減価償却は、規則別表第２号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法（平成10年４月１日以後に取得した建物は定額法）によって行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によって行う（規則第14条第１項）。
２　取替資産の減価償却は、取替法によって行うことができる（規則第14条第２項）。
３　法第２条第１項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の有形固定資産の減価償却について、１により難い特別の理由があるときは、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができるが、この場合における減価償却の方法は、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならない（規則第14条第３項）。
４　事業年度の末日において生じた予測することができない減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した固定資産については、当該損失の額を控除した帳簿原価又は帳簿価額に基づき減価償却を行う（規則第８条第３項第２号及び第５項）。
第３　有形固定資産の減価償却額
１　償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の100分の10に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について規則別表第２号に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）に応じ、規則別表第４号の償却率を乗じて算出した金額とする（規則第15条第１項本文）。
有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の100分の５に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行った減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない（規則第15条第１項ただし書）。
２　地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、償却資産のうち、直接その営業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、１により算出した金額に、100分の50を超えない範囲内において企業管理規程で定めた率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる（規則第15条第２項）。
３　償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の100分の５に相当する金額に達した規則第15条第３項各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、当該有形固定資産について、その帳簿原価の100分の５に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が１円に達するまで減価償却を行うことができ、この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の100分の５に相当する金額から１円を控除した金額を、帳簿原価の100分の５に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする（規則第15条第３項）。
４　償却資産のうち有形固定資産の減価償却について、法定耐用年数により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができる（規則第15条第４項）。
⑴　当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常の材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと
⑵　当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
⑶　当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
⑷　当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
⑸　当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
⑹　その他⑴から⑸までに掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと
５　各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、１に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない（規則第15条第５項）。
６　償却資産のうち有形固定資産の償却額に相当する金額は、当該資産の価額を減額する場合を除くほか、減額してはならない（規則第15条第６項）。
７　償却資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で当該有形固定資産を撤去して、それに対応する減価償却累計額を減額するときの額は、撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末において減価償却の対象となる有形固定資産の価額の総額に対する割合を乗じて算出する（規則第15条第７項）。
第４　無形固定資産の減価償却額
１　償却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価に規則別表第３号に定める耐用年数に応じ規則別表第４号に定める償却率を乗じて算出した金額とする（規則第16条第１項）。
２　地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、償却資産のうち、直接その営業の用に供する無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、１により算出した金額に、100分の50を超えない範囲内において企業管理規程で定めた率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる（規則第16条第２項において準用する規則第15条第２項）。
３　規則別表第３号に定める耐用年数により難い特別の理由として、第３の４の⑴から⑹までに掲げる事由に準じる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該無形固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができる（規則第16条第３項において準用する規則第15条第４項）。
４　各事業年度の中途において取得した無形固定資産の減価償却については、１に準じ取得の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない（規則第16条第４項）。
第５　投資その他の資産の減価償却
償却資産のうち投資その他の資産の各事業年度の減価償却は、その資産の種類に従い、有形固定資産又は無形固定資産の例により行わなければならない（規則第18条）。